１９９１年　５月
調査資料３第１号

フランス農業信用制度

－クレディ・アグリコールの展開過程－

１９９１年５月

（株）農林中金総合研究所

はしがき

本書は、フランスの農業信用制度　Le Crédit Agricoleのいわば通史である。著者はＪ・Ｐ・アンリとＭ・~~ルキュリエ~~レギュリエの二人，日本にも一部ほん訳が出ているクセジュ文庫中の一冊（第2274号，1986年刊，126ページ）である。

非常にコンパクトな記述ながら，19世紀末の農業危機に際しての金融硬塞に対応しようとした草創期から，次第に業務を拡大しグループとして一つのユニバーサルバンクとしての実態を持つに至った1985年までを，時代を追って説明している。元来がフランスの読者のための本であるので，われわれの目には理解しにくい点，もう少し説明をしてほしい点もあるが，官治的色彩の濃いフランスにおける業務や組織の変化について法的根拠が明示されていたり，短いものにしてはそれら変化に関連する計数がかなり示されているなどの点では情報の少ないフランス農業金融についての重要な手掛かりを与えてくれるものといえよう。

ただ，原著の発行後，この農業信用制度は大きな変化を経験した。すなわち，フランス政府は政府企業の民営化に踏み切り，農業信用制度の全国機関ＣＮＣＡ(Caisse Nationale de Crédit Agricole,全国農業信用金庫）も，1988年，従来の政府機関から民営株式会社へ転換した。そこで，この間の動きについて十分ではないが，当総合研究所の既知のところを末尾に付論として記述しておいたので，合わせてご参照いただきたい。

本ほん訳（抄訳）は，信州大学経済学部柴田匡平助教授による。当総合研究所は，本ほん訳の存在を東京大学経済学部矢坂雅充助教授からうかがい，本叢書に加えさせていただくこととした。両先生のお許しを得たことについて心から感謝したい。

なお訳文中のページ数は原著のページである。

平成３年５月

農林中金総合研究所

Ⅰ．フランスの農業信用制度

目　　次

序文 …… 1

第１部　農業信用金庫の形成

第１章　相互農業信用機関の設立の必要性 …… 2
第２章　国庫補助をうける地方金庫の創設 …… 6

第２部　協同組合から農業銀行へ

第１章　農地維持と農業者利害の防衛 …… 9
第２章　農業者および地方住民の銀行 ……18

第３部　ユニバーサルバンクに向けて

第１章　拡大 ……24
第２章　全分野に協力な銀行組織の樹立 ……28

表一覧 ……41

序文

農業信用金庫は疑いもなくフランス金融界では御馴染みの要素である。

字面が示すような地域発展のための銀行としてのイメージが一般大衆にうえつけられているのは、ここ15年間にわたってフランス全域に形成されたその不動産と、事業所および傘下機関のネットワークと、そして近代的・未来主義的なその建物に原因の一斑がある。そもそも農業信用金庫グループが世界第一級の預金銀行に分類され、経済に確固たる地位を占めるようになったのもこの同じ15年間のことなのである。

齢百歳を数えるこの機関のダイナミズムと、この相互金融機関が収めた成功は、ともに人を驚かすものであった。しかし実は、共同組合としての農業信用金庫は単なるパラドックスに留まるものではない。農業信用金庫の構築は殆んど国家の手に成ったが、国家というものがもつ中央集権的性格にもかかわらず、金庫の当初の発展は、現地のイニシャチヴによってはじめて成し遂げられたのである。また、元来は農業者にのみ供せられる筈だった金庫がその使命を最も十全に果たすようになるには、一連の改革を経て、他の社会・職業分野に業務分野を拡張する日を待たねばならなかった。

我々〔著者〕は、農業信用金庫が単なる経済・社会的中継機能の段階から「自立的」金融グループになってゆく推移の要点を提示すべく努めた。

金庫の歴史をカバーする情報源は多種多様だが、初期のものは稀で、その後は豊富になるけれども、統計類にはときに断絶がある。

金庫の創設以前および当初の活動内容については、著者達が支援した1983年の博士論文「メーヌ・エ・ロワールにおける地域金庫の歴史1908年-1981年」から幾つかを採った。1914年から1960年の時期では、典拠の基本は大統領宛ての年次報告書類である。1975年から現在までの最近のグループの推移は、全国金庫による一連の統計シリーズで正確を期することが出来た。

第１部　農業信用金庫の形成(1879年－1919年)

第１章　　相互農業信用機関設立の必要性(1879年－1897年)

第１節　農業危機と信用の不足〔pp.5-10〕

第三共和制〔1871年発足〕の初期から政府は、農業者に対する信用供与の必要性に言及していた。しかし、農業者が資本を必要としていること、また資金を与える方策について論じられ始めたのは王政復古〔1814年〕の前後からである。当時の状況(1879年7月30日の各知事宛て農商務省回状)。

1．各地で病害虫被害が続発し、牧畜および穀物の収穫が落ち込んだため、政府としてはとくに価格高騰を抑えるべく輸入に頼らざるを得ない。減収の一方で消費量は拡大傾向にあり、農業労働力は減少している。従って労働コストが上昇するなかで生産を拡大しなければならないが、耕作にせよ牧畜にせよ、海外からの競争のため青息吐息である。

2．今やフランスは工業化し、都市化し、消費型の社会であり、農業は工業にペースを合わせて経営の効率化を図らねばならない。そこで農業者の教育、技術開発機関の整備、灌漑排水設備および鉄道網の整備、そして十分な資本を農業者に与えなくてはならない。(教育面では1848年設立の農業大学École Supérieure d'Agricultureを再開し、農業技術研究所を増設した。また近代的農業経営の指導に携わる農業改良普及員professeurs départementaux d'agricultureを各県に配置したが、彼等はのち農業信用地域金庫Caisses Locales de Crédit Agricoleを創設するにあたり、中核的役割を果たした。)

3．1852年2月28日政令いらい農業者には土地購入および土地改良のため不動産担保融資を受けられるけれども、動産担保融資は存在しない。しかし農業者は借入担保として収穫物や生産設備あるいは家畜を提示できるのであって、動産担保融資は可能な筈である。また為替手形や約束手形の形態をとれば農業者個人への融資も可能な筈である。問題は農業において倉荷証券の発行が難しい点にある。借入金の保証として家畜の一部または全部を私設倉庫に置いたままで営農することは出来ないし、収穫物を保管する方法がなければ借入も難しい。そして最大の問題は、農業者が手形を割引いてもらう際に必要な保証機関が多くの場合存在しないことである。

政府は農業金融機関の設立につき、マニヤン委員会(各県庁宛て)およびパリウ委員会(1884年、各県農業会宛て)などのアンケート調査を行なったが、農業の非効率性や農業者の意識の低さを理由に懐疑的、否定的な見解が主流であった。

第２節　職業別相互信用組合群〔pp.10-13〕

19世紀後半にはサンディカリスムの影響により各地に職業別相互信用組織が形成されていた。

1. 庶民信用金庫群 Caisses de Crédit Populaire

1878年アンジェに創立されたものを濫觴とする.〔現在の庶民銀行Banque Populaire(商工組合系)の前身.〕

2. 農業信用組合金庫群 Caisses Syndicales de Crédit Agricole

1884年3月24日法により設立が認められた.主な活動分野は飼料の共同購入だったが、生産、購買、金融まで手掛けたものも見られる.後に農業信用地域金庫Caisses Locales de Credit Agricoleを設立することになるメンバーは、多くがこれら信用組合金庫の組合員であった.

3. 農村信用金庫群 Caisses Rurales de Crédit

1867年会社法に基づく.メンバーは農業関係者のみ.ブルターニュ、ヴァンデーなどフランス西部に多くみられた.

〔上記の組織2および3のうち、農業信用金庫系列にはいらず、独自の道をあゆんだものは相互信用金庫Crédit Mutuelとして現在に到ったものらしい.〕

第３節　1894年11月5日法〔pp.13-17〕

本法で農業信用金庫Crédit Agricoleの設立が可能になった。既存の農業関係諸団体の実情に鑑み、上記の組織の全メンバーまたは一部が、もっぱら農業に対する融資を目的にして設立すべきことが定められる(第1条)。だが一方では組合員を農業者および地主に限定しなかったので、地方名士、獣医、医者、薬屋、政治家などもある程度設立に参加した。

投機性を排除するため、株式ではなく「出資金parts sociales」による払込みとされ、その委譲は組合員の間に限ること、また当該金庫の同意を必要とすることが定められた。払込金から一般管理費、借入金利息、配当を支払った後を益金とし、その４分の３以上は準備金として積立てられる(第3条)。当時の農村では流動性が少なく、農業信用金庫の融資手段は多くの場合、益金の残り４分の１の現金をもって実施されることになった。

農業信用金庫は無利子または有利子で当座勘定を受け入れることが出来たほか、農業関連諸組合にかわり取立および支払が出来るとされた。しかしこの機能が発揮されるようになるのは1899年に農業信用地方金庫が展開されて、ある程度の系統性と国家補助が実現されてからであった。

金庫は商業事業所として登記される必要があったが、営業税および保有有価証券については免税措置が講じられた(第4条)。なお金庫からの利息や配当収入、また解散時の出資金払戻しについても免税(1895年1月28日通達)。

金庫設立は、事前に定款と役員名簿(氏名、住所、出資額)を各州都にある治安維持裁判所の書記課に提出するだけでよい(第5条)。

金庫の定款は各金庫に委ねられたが、実際には農務省農業金融局の定款例が雛型となった。定款では当初の資本金、単位出資額、存続期間、地域的範囲、所在地、運営方法などが決められた。理事は組合員の年次総会で選出され、任期三年で再選可。理事会は理事長、副理事長、事務長および監事二名を指名し、出資金配当(のち上限5%とされる)を決定する。また理事会は互選により割引委員会Comité d'Escompteを形成し、これが融資案件の審査決定にあたる。また理事会は貸付金利を決定するほか、当座は使われていない資金の運用先を決定する。

年次総会での議決権は出資額に関わりなく一人一票だが、法人組合員が認められる場合にはブロックも可能。定足数は出席者の出資額が四分の一以上であること、また定款変更を議する臨時総会の場合には出資額の二分の一以上にあたる出席が必要。

理事は保証金として分割不可能な一定の出資を行う。また理事会は金庫の経営全般にあたる代表理事〔頭取〕を指名することも出来る。これは有給である(他の理事職は無給)。

しかし農業信用金庫の展開は遅々として進まなかった。政府は1896年、1898年、1901年と調査しているが、1900年現在でも金庫数は87、組合員数は2175に過ぎない。その理由は当時農業者側に借り入れの習慣がなかったこと、農村部に金庫を設立するに足るほどの金融手段が十分でなかったこと、地方によっては共和制や現政権に対し懐疑的な気分があったこと、さらに実務的には、1867年商法に基づく組織のほうが官庁への報告義務を免れているため容易に運営できたこと、などが挙げられる。

第２章　国庫補助を受ける地方金庫(Caisses Régionales)の創設(1897年－1919年)

第１節　地方金庫の使命〔pp.18-22〕

金庫の系統組織をどうするか、地方金庫群をもって地方的に運営するか、または中央金庫ないし農業中央銀行を設立するか、1897年の議会で討議された。背景には、フランス銀行Banque de Franceの発行限度額(1897年一杯まで40億フラン)の更新があった。

ジャン・ジョレスは低利、長期の貸付には起債を行うことのできる農業中央銀行が必要だとしたが、反対派はパリ在の中央銀行に地方の実情が把握できる筈のないこと、きめこまかい対応が望めないことを理由に地方金庫群の展開を主張、議論のすえ1899年3月31日法で後者が陽の目を見た。

1897年11月17日法でフランス銀行の発行限度額は40億フランから50億フランへと引上げられたが、有利子による割引額〔市中貸出額〕の8分の1に等しい額を納付金(下限200万フラン)として毎年国庫に納入すること、また無利子で4000万フランを国庫に前貸しすることが定められた。これらの納入金は国庫の特別口座に納められ、農業信用地方金庫に交付されることになる。地方金庫への交付金は1899年農務省に設置された貸付特別委員会Commission Spéciale des Avancesが決定した。この貸付は5年未満(更新可)、地方金庫における正貨払込額を超えてはならないとされたが、後には緩和される。

地方金庫は地域金庫の組合員による手形(当該地域金庫が裏書き)の割引業務だけを行う(1899年3月31日法第2条)。従って地方金庫が取立・支払をなしうるのは農業関連の諸組合、地域金庫の組合員、そして地方金庫自身の組合員のためだけであった。また地方金庫による貸付は、傘下の地域金庫への運転資金に限られた。地方金庫はあくまで地域金庫の補助機関であり、地域金庫の機能を侵すことのないよう、注意が払われた。

その一方、地方金庫に加入するか否かの決定はまったく地域金庫や農業関連の諸組合(ただし相互組合としての性格が明瞭でなくてはならなかった)の裁量に委ねられており、また地方金庫の定款も地方の事情に応じ千差万別であった。地域金庫の定款が雛型に則ったのとはだいぶ違っている。地方金庫の間で業務地域が重複することもあり、貸付特別委員会が調整した。地方金庫の役割は国庫と農業者のニーズを結ぶパイプたる点にあり、地域金庫の設立を促進する狙いがあった。

第２節　地方金庫の活動と機能〔pp.22-24〕

メーヌ・エ・ロワール県における地方金庫の事例

まず理事会が傾注したのは地域金庫の展開である。とくに同県では家畜の死亡について共済保険が見られ、年末の掛金払込み前に損害賠償金を支払う場合、前貸しできる地域金庫の必要性は高かった。理事会は積極的な教育宣伝活動を行ない、1908年から1914年にかけて24の地域金庫が設立された。そしてまた地域金庫の展開により、地方金庫の融資能力も拡大を遂げた。

理事会は最初の会合で、地域金庫の組合員に対する割引率の基礎をフランス銀行割引率とし、上乗せの上限を1%と定めた。また地域金庫への前貸しは行わない旨も定めた。〔してみると地方金庫の運営については上記のように相当の裁量が認められていたわけである。〕上乗せは大体0.5%程度だったようで、1911年秋など公定歩合が3%に達したときには上乗せ無しで融資している。

資金運用先は貯蓄金庫Caisse d'Épargne、クレディ・リヨネなどの有利子当座勘定であり、また国庫からの前貸金や農務省補助金は国債購入に当てられ、それはフランス銀行に割引担保として預けられた。だから地方金庫は銀行というよりも政府補助金の処理機関としての色彩が強かった。

表1　農業信用金庫数の推移（1900年－1913年）

年次	地方金庫	地域金庫	組合員(名)	年次	地方金庫	地域金庫	組合員(名)
1900	9	87	2175	1907	88	2168	96192
1	21	309	7998	8	94	2636	116866
2	37	456	22476	9	95	2983	133382
3	41	616	28204	10	96	3338	151601
4	54	963	42783	11	97	3946	185552
5	66	1355	61874	12	98	4204	215695
6	74	1638	76188	13	98	4533	236860

〔p.25〕

第３節　農業信用金庫の発達〔pp.24-30〕

1899年3月31日法で地方金庫制度が導入されて以来、農業信用金庫の展開は軌道に乗った(第1表参照)。貸出額も1900年には190万フランだったものが1910年には1億1300万フランに伸びた。各県で相当の差異が認められるが、耕地面積、主要農産物や農地の集中度など地方的な特性のためであろうと考えられる。

1906年12月29日法で、フランス銀行が毎年支払う納付金の３分の１を限度に長期貸付の途が開かれた。農業関係の諸組合に対し、最長25年の前貸金である。これは地方金庫が保証し、特別配分委員会Commission Spéciale de Répartition〔もとの貸付特別委員会〕の裁可を得ることが条件。さらに1910年3月19日法では個人向け長期貸付が可能になった。最長15年で、借入事由は小規模農業の経営、改善、再編である。原資はやはりフランス銀行の納付金。こうした長期貸付は農業改良だけではなく、農業後継者育成といった社会政策的な意味合いもあった。

第一次世界大戦で働き手が出征し、営農活動は現状維持かつかつの水準に落ち込んだ。ために貸出額は1913年の2億900万フランから1918年には6100万フラン、1919年でも7900万フランと急激に落ち込んだ。個人向け長期貸付、団体向け長期貸付のため政府が支出する額も減少する。前者は1913年の1500万フラン水準から戦時中には毎年300万フラン程度となり、後者は1913年1200万フラン、1918年は400万フランに過ぎなかった。

1916年10月6日法および1917年4月7日法では耕作放棄地での営農に関し、初めて市町村、県、組合団体に対する貸付が認められた。実際にこれを利用したのはほとんどが組合団体で、この貸付残高は1919年末736万4000フラン、11000haに相当する。

1918年4月9日法では傷痍軍人や民間被災者による小規模農地(価格1万フラン以下)の取得および経営に対し、25年償還、金利1%の貸付が認められた。借手の子供の数によって利子補給があった。

表2 大戦前後の地方金庫資金の推移　単位フラン

	1913年	1918年	1919年
出資金	23,220,305	25,523,187	27,123,457
繰越準備金	6,212,976	16,791,547	20,646,874
政府前貸金	67,541,782	69,885,091	67,646,223
計	96,975,063	111,695,825	115,416,554

〔p.29〕

繰越準備金は益金の4分の3をもって、出資金の半分に達するまで積立てられる。

第２部　協同組合から農業銀行へ(1920年－1960年)

第１章　　農地維持と農業者利害の防衛(1920年－1940年)

第１節　1920年8月5日法〔pp.31-51〕

1920年8月5日法は、一、従前の諸法を整理する、二、中期与信の導入、三、組合員資格の拡大、四、金庫の全国統轄機関を置く、の四点が主眼であった。

＊中期与信の導入

同法第2章第6条.

地域金庫は...「全ての組合員に対し、当該貸付の対象たる活動の期間を超えざる短期の貸付をなし得る....全ての組合員に対し、営農または農地の復興を目的とする中期の貸付をなし得る.その場合10年均等割償還とし、保証人、農作物買付権、担保物件または有価証券の預け入れを要す....全ての個人組合員に対し、長期の貸付をなし得る.」

同法第2章第11条.

地方金庫の目的は...「地域金庫の組合員が必要とし、地域金庫が保証する短期、中期、長期の貸付を容易ならしめ...農業関連諸団体や組合その他に対し、政府による特別前貸しを実施することにある.」

＊組合員資格の拡大

同法22条

地域金庫に参加し得るのは...「生産、農地の形状変換、その構成員による農産物の保管または販売を目的に構成された農業共同団体組織で、十分なる保証を提供し、無償で運営され、定款で借入が認められ、商業利益を目的としないもの...共同購入または共同仕入れの組合団体...もっぱら農業的な目的をもつ組合団体...農業に有用なる産物、器具、原料の生産を目的とする農業団体...団体的利害に関わる農業工事を目的とする農業団体....屠殺場や低温倉庫や電気や鉄道など地域または集落における近代設備を目的とする農業団体、とりわけ農村労働者用住居の建築または農村部の衛生上問題となる建築物の改良を目的とする農業団体.」

中長期の与信はやはり地域金庫には難しく、実際には地方金庫が各案件を審査する場合が多くなっていった.うち長期のものは退役軍人や戦争被災者向けの優遇措置がとられたし、また農村部で小規模の地所を取得、経営することを支援するはたらきがあり、その意味で農村地域に対する社会政策的意味合いがみられた.これは組合員資格の拡大にも見て取れる.また農業および農村の近代化を目指す団体が参加を許された点が注目される.とくに電化(照明・動力)に力点があり、以後電化活動への貸出額は数億フランに上った.

同法第14条で地域金庫、地方金庫両者とも借入、保有手形の再割引、有価証券担保借入など資金充実の手段が拡大された。なかでも注目されるのは、地方金庫が、組合員以外からの当座預金(無利子でも有利子でも)受入れ及び有価証券受入れを許されたことである。これは単なる組合組織から銀行機能への拡大開始を意味するとともに、農業信用金庫の自己資金に基づく融資能力が一中・長期融資ではともかく一、短期融資では充実してゆく契機であった。しかし同法第23条では金庫の出資金委譲手続き、資本構成、準備金などについては従来通りの方針が確認されており、農業からの逸脱を防止する意向が見られる。

＊農業信用金庫全国事務局 L'Office National du Crédit Agricole の創設(1921.12.1)

同法発布時に全国で99の地方金庫、4951の地域金庫があった。従来、政府前貸金をともなう融資案件の場合には、農務省内の一部局たる配分委員会がその最終審査にあたることから時間がかかり、地方金庫に申請してから1～2ヶ月を要することも屡々であった。そこでお役所仕事の弊害を除くべく、1920年8月5日法第35条で全国事務局を設置することになった。なお全国事務局は1926年8月9日法で農業信用全国金庫Caisse Nationale de Crédit Agricole, abbr. CNCAと改称される。

その使命

一、1897年法に定められたフランス銀行の前貸金および納付金の管理

二、地方金庫が受け入れ、さらに全国事務局に預託した資金の管理

三、地方金庫を経由しての債券発行ならびに1918年5月4日法に基づき実施中の耕作放棄地に対する融資の管理

四、法律措置により影響を受ける融資の管理(これはフランス銀行の納付金が庶民銀行など他の金融機関にも配分されるようになったことを受けての措置)

運営

7名から成る理事会が行うが、理事会は30名より成る全権委員会の統制下に置かれ、理事はこの全権委員会の指名による。全権委員会は国会議員6名、地方金庫代表者12名、農務省および大蔵省が指名する政府高官12名により構成され、議長は農務大臣。最低半年に一度の開催。理事会理事長は農務大臣の提議により法令で任命され、事務局を統轄し、罷免は全権委員会および理事会の両者による。監事は農務大臣および大蔵大臣の提議により、やはり法令で任命される。なお理事会は毎月開催されて案件を審議し、貸出額は急伸した。1900年から1920年までで1億5600万フランだったものが、1920、21年の二年間で1億7600万フランに達したのである。

資金

特別配分委員会、ついで全国事務局理事会が切り盛りした資金は、フランス銀行からの前貸金4000万フランおよび毎年の納付金が主であった。フランス銀行からの納付金は毎年変動し、また1億1500万フランを超過するときには超過分の半分を国庫が取得するなど、様々な規定があったので、常に納付金の全額を農業信用金庫が手にしたわけではなかった。それでも当初の前貸金および1921年の納付金4700万フランを含め、フランス銀行は1897年以来総額3億4750万フランを供給した。

これに加え1916年10月6日法や1918年5月4日法などに基づく貸出については、償還を受けることが出来た。1922年末で事務局の資金は4億2065万7553フラン(うち5538万7242フランが1918年5月4日法貸出の償還)。当初は資金が残る傾向にあったが、数年で消化状況は格段に進んだ。以下は1922年末および1927年末の貸付状況。なお1920年法第28条では、各地方金庫の資本金に応じ貸付限度を設定してきた従来の方式を改め、短期および中期の貸付については全国事務局の当座勘定で行うこととした点、注目される。 〔pp.46,47〕

表3 全国事務局の貸付状況および手許残高(1922年末および1927年末)

単位:フラン

	1922年末		1927年末	
	貸付残高	手許残高	貸付残高	手許残高
短期貸付	69,279,500	22,029,402	73,715,000	18,417,686
中期貸付	21,183,995	15,339,565	190,339,467	68,084
個人向け長期貸付	113,323,425	5,378,148	365,514,050	242,763
団体 〃	72,979,212	45,722,361	187,855,832	504,325
県・市町村向け			300,000	
計	276,766,132	88,469,476	817,724,349	19,232,858

そこで1928年以降は中・長期貸付向けの資金を政府が追加供給することになり、1928年7月15日法で5億フラン、1931年3月30日法で5億フラン、さらに1932年7月22日法で5億フランを交付したほか、長期貸付向けに限定して1929年8月4日法、1932年7月22日法でそれぞれ2億5000万フランを供給した。これらは補助金ではなく、預金供託金庫Caisse de Dépôts et Consignationからの貸付ファシリティという形態をとった。しかし農村部での資金需要は旺盛で、1928年から1935年にかけ、政府の追加供給資金が全国金庫の資金に占める割合は過半水準に達した。

1920年8月5日法第35条では、短期貸付資金が不足している地方金庫に資金を回すため、余剰資金のある金庫群から預金を受け入れることを全国事務局に許した。平衡機能の端緒である。全国事務局は地域金庫や地方金庫に回状(1923年2月20日、1925年3月14日)を発し、余剰資金を国庫やフランス銀行に預け入れるよりも金庫の全国組織たる事務局(ついで全国金庫)に回すよう呼掛けている。1929年4月4日政令では遂に、地域金庫の余剰資金は全て所轄の地方金庫に預け入れるべしと定められたが、地方金庫の余剰金を全国金庫に集中させる法的措置はとられなかった。

1926年12月19日法で全国金庫は預金者の制限なしに期日指定の当座預金や一覧払当座預金を受け入れることとなった。〔非農業者にとって決済機能が拡大したことになる。〕そして1929年4月4日政令では、全国金庫の資金を、3000万フランを限度にフランス銀行、預金供託金庫、パリ地方信用金庫に預け入れることが出来ると定められる。地域金庫が地方金庫に預け入れた資金にはフランス銀行および地方信用金庫の利率が適用された。これにより、全国金庫は初めて一3000万フランの限度内ではあったが一受入資金に利息を支払うことが可能になった(それ以前は国庫や郵便振替預金口座の形態で、いずれも無利子)。このせいもあってか地方金庫から全国金庫への預入額は増大し(1937年12月31日現在45億7000万フラン)、全国金庫の預貸金差引バランスで92% (4億4000万フラン中4億800万フラン)、地方金庫側のバランスで34%を占めるに至った。

1937年9月24日政令は、手元流動性に暫定的な不足が生じた地方金庫に対し、全国金庫に設置する共同基金からの貸出を認めた。なお1935年以降は、農業信用地方金庫Caisse Régionale de Crédit Agricoleなる名称を、全国金庫の管轄下にあってその貸出を受けることの出来る機関に限定することとなった。

1938年1月1日から1939年9月30日までの期間に全国金庫が受け入れた預金は97億7000万フランに上り、期末預貸金差引バランスは18億3600万フラン、うち地方金庫の預入金は11億600万フラン、60.23%となった。この期間における増大は、*職種間小麦全国事務局Office National Interprofessionnel du Blé が小麦収穫に対し行った大規模な融資(1938年8月17億1000万フラン、翌年9月24億6900万フラン)が原因。

* いわゆる小麦公団

第２節　発達と社会経済的使命〔pp.51-55〕

1933年から農業金庫は小麦生産者の利害に深く関わるようになる。1924年以来、インフレ、投機、海外産小麦(北米)の大量輸入により小麦生産者は採算割れに直面した。輸入については関税額の引上げ(キロ7フランから14フラン)が要求され、投機については生産者が共同し、何らかの貯蔵手段をもつことによって計画的な売り捌きを可能にすべきだとの主張がなされる。とくに1932年の豊作貧乏を契機に政府は二つの政策を打ち出した。

まず1933年1月26日法で、農業信用全国金庫は、1933年期収穫(1933年9月末までに買付・納品)の小麦貯蔵に対し3億フランを限度に貸し出すと定められた。これは地方金庫を通じ生産者に貸し付けるもので、細目は1933年3月2日政令による。

次いで1934年8月28日政令で全国金庫に十年物債券の発行が許可される。総額2億フランで、調達資金は小麦貯蔵に対する貸付に当てられることとなった。

さらに1936年8月15日には職種間小麦全国事務局が創設され、小麦取引を統制することになる。各県に穀物生産・取引の組織化・統制委員会Commission d'Organisation et de Contrôle de la Production et du Commerce des Céréales(以下「統制委員会」) が設置され、地方金庫はこれと協力して公共サービス的な業務を行うことになった。1936年1月1日以降設立された小麦関係の協同組合は統制委員会の認可、小麦取引商は届出がそれぞれ必要とされ、買付、貯蔵、受渡しいずれについても買い手は統制委員会の監督下に置かれた。協同組合が小麦取引に参入できるよう、小麦取引商は、(1)協同組合と同一価格を提示し、(2)協同組合による出荷計画を尊重し、(3)売手側の全量を買い付けるべしとされた。生産者からの買付ルールは、買い手が協同組合である場合と取引商である場合とで異なった。

協同組合の場合、現物引き渡し時に最低2.5トンまでは現金または小切手で支払い、それ以上については買付額の3分の2に相当する手付け金による。その後の収穫は協同組合が出荷を調整する。その場合には倉荷証券が用いられ、指図人は協同組合、借手が裏書きし、職種間小麦全国事務局が保証し、地方金庫またはフランス銀行が割引する。取引商の場合、売手生産者が登録する地方金庫の小切手で支払うべしとされ、もって取引の可視性が確保された。

いずれの場合も取引明細には数量・価格が明示され、売手の署名が必要であった。明細は統制委員会の許に集められたのである。こうした小麦に関する決済手続により地方金庫の顧客サービス内容が拡がるとともに、小切手を媒介とした口座利用も進むことになった。いらい地方金庫のかなりの業務は小麦代金の決済となってゆく。

いっぽう全国金庫は、小麦関連の協同組合が振り出す手形の多くを割り引くことになり、その額は急伸する。

表4　全国金庫の割引額
(各年末、単位百万フラン)

1933年	425
4	979
5	1,644
6	2,963
7	6,315＊

＊全国金庫によると1936年9月15日から1937年12月31日の期間に小麦収穫への融資として割り引いた額は42億6600万フランで、地方金庫が手元資金で割り引いたのは10億フラン程度と推定される。

[p.55]

第３節　大戦間期の推移〔pp.55-59〕

地域金庫数は1933年6,400を超えたが、その後は1935年9月28日法の適用により、過度の拡散を防止すべく統合が進む。組合員数のほうは一貫して伸びた。

表5　地域金庫の推移

年次	地域金庫数	組合員数
1921	4,591	251,240
30	6,002	470,646
33	6,462	540,445
39	5,630	597,929

〔p.55〕

地方金庫の資本金ならびに準備金は1921年の5800万フランから1938年には5億4500万フランへと順調に伸びた。内訳は、出資金総額が3188.4万フランから2億2488.6万フランに(7倍)、準備金総額が2614.2万フランから3億2023.7万フラン(12倍)で、準備金が出資金を上回った。

1930年、地方金庫の預金残高は10億フラン付近に達したが、1932年以降は経済危機のためもあって12億フラン前後に停滞した。もっとも1938年には立ち直っている。

表6　地方金庫の預金残高(1921～1938年、百万フラン)

年次	預金受入額	預金引出額	年末残高
1921	151	118	33
30	2623.8	1624.4	999.4
38	n.a.	n.a.	1659

〔p.56〕

1938年には地方金庫の自己調達による資金が全国金庫からの借入を上回った。

表7　地方金庫の資金内訳(1938年、百万フラン)

資本金	224.866
準備金	320.237
預金残高	1659.0
小計	2204.103
全国金庫からの借入	2091.601

〔p.57〕

1937年現在の地方金庫の貸付残高では、短期貸付総額19億7400万フランのうち、全国金庫を経由する国庫からの資金は6200万フラン(3.14%)に過ぎず、あとは全国金庫による再割引が8億9200万フラン(45.19%)、自己資金が10億2041万7000フラン(51.67%)であった。地方金庫による貸付額は1920年から37年にかけ、名目で相当の伸びとなっている。とくに中期貸付の伸びが大きい。

表10　地方金庫による貸付の伸び(1920年対1937年)

貸付種類	1937年貸付残高(百万フラン)	1920年比(名目)
短期貸付	1,974	24倍
中期貸付	642	211倍
通常長期貸付	703	48倍
特別長期貸付	267	52.32倍
団体向け長期貸付	395	19.5倍

〔p.59〕

地方金庫による貸出しの内訳を見ると、短期貸付のシェアはいったん下がるが、例の小麦関連融資のせいか1937年には再び半分に達した。しかし全国金庫による資金援助はむしろ中・長期向けが主であったため、地方金庫は短期貸付資金を自己手当する必要に迫られるようになってくる。

表8　地方金庫の貸出状況(残高ベース、単位千フラン)

年次(年末現在)	短期	中期	通常長期	特別長期	団体向け長期	計
1922	125,640	14,781	60,854	26,355	50,994	278,624
	(45.09%)	(5.31%)	(21.84%)	(9.46%)	(18.30%)	
30	790,908	603,878	472,680	212,025	258,089	2,337,580
	(33.83%)	(25.83%)	(20.22%)	(9.08%)	(11.04%)	
37	1,974,255	642,222	703,752	267,644	394,970	3,982,843
	(49.57%)	(16.12%)	(17.67%)	(6.72%)	(9.92%)	

〔p.57〕

全国金庫からの資金は年一回または数回にわたる貸出の形態をとり、1937年までは政令をもって定められたが、以後は省令となった。戦間期には全国金庫から地方金庫に貸し出される短期貸付用の資金が減少した。1937年には上限1億5000万フラン、1939年には7500万フランとされる一方、全国金庫の援助資金は18%が中期貸付、50%が個人向け長期貸付、32%が団体向けと定められる。1935年のメーヌ・エ・ロアール地方金庫における中・長期貸付内訳は下表の通り。

表9　1935年のメーヌ・エ・ロアール地方金庫における中・長期貸付内訳(%)

(承認ベース)

中期貸付		長期貸付	
家畜購入	47.98	住居関係	34.28
原料購入	24.72	農地購入	19.10
建物建築	18.11	建物建築	19.05
住居関係	3.18	隣地購入	18.02
その他	6.01	抵当借入償還	7.90
		原料購入	1.65
計	100		100

〔p.59〕

第２章　農業者および地方住民の銀行(1940年ー1960年)

第１節　融資力自立の探求(1940年ー1948年)〔pp.60-74〕

第二次世界大戦およびドイツ占領時には幾つかの変更が農業信用金庫に加えられた。まず1940年11月20日法および施行法によって全国金庫は一名の会長présidentによって運営されることになった。会長は11名の審議会によって補助される。もっとも、農務省の管轄下にあって大蔵省の規制下にある自立的な公的機関としての農業信用金庫の位置付けについては従前通りである。

1940年12月2日法で農業信用金庫は農業会社Corporation Paysanneに包摂されることになる。地方金庫、地域金庫両者の理事ポストの40%は農業会社の指名によるとされた。1943年8月9日省令では農業関係の信用組合組織群を統合し、農業信用協同組合連合Fédération Corporative du Crédit Agricole（以下「組合連合」）を結成することが謳われる。全国金庫の組織的自立性はこの動きによっても大した影響は蒙らなかったが、戦争および占領のために金庫の活動が低迷するのは避けられなかった。

表11　全国金庫の年間貸出額推移(1938年、1943年)

年次	貸出額(百万フラン、名目)	指数(実質)
1938	304.5	100
1943	293.8	44

〔p.62〕

表12　農業信用金庫の貸付残高(種類別、1938年、1943年、千フラン)

年次	中期貸付	通常長期貸付	特別長期貸付	団体向け長期貸付	計
1938	616,836	701,540	250,449	353,004	1,921,829
1943	569,609	418,009	121,939	394,852	1,504,409

〔p.62〕

表13　融資実施件数推移(種類別、1938年、1943年)

年次	中期貸付	通常長期貸付	計
1938	7,762	3,948	11,710
1943	3,947	1,198	5,145

〔p.63〕

こうした落ち込みは、政府からの資金が伸びぬことが一因だったが、一方では、小麦価格の高騰によって短期貸付は後半伸びた。

表14　政府資金の推移(千フラン)

年次	貸出資金総額	うち政府資金
1938年迄累計	4,565,000	2,803,893 (61.40%)
1938年	304,514	259,385 (85.18%)
1943年	293,826	255,502 (86.95%)

〔p.64〕

表15 短期貸付推移ならびに小麦価格

年次	貸付額(百万フラン)	小麦価格(各年9月)
1938	5,797	n.a.
40	3,310	200F
41	3,748	290F
42	6,915	370F
43	7,342	410F

〔p.64〕

そこで全国金庫は自己資金の拡大を図り、1942年2月2日、初の五年物債券を発行した。調達資金は中期貸付に用いられる。起債について政府と全国金庫は以下を約定した。

債券は無記名式とし、有価証券に課せられる特別税を免除する。

調達資金は国庫に開設する全国金庫の特別勘定に入金し、地方金庫の中期貸付実施を十全ならしめるべく使用されるが、調達資金の使途は省令による。

3.25%利付額面100%(種類は1000フラン、5000フラン、1万フラン)で発行し、起債総額は25億7200万フラン。

この起債により1943年末の全国金庫の資金では自己資金が政府資金を大巾に上回った。

表16　1943年末における全国金庫の資金内訳(百万フラン)

政府資金		自己資金	
援助資金	433	預金残高	3,135
政府貸出	767	起債	2,572
計	1,200	計	5,707

〔p.66〕

従来、農業信用金庫はフランス銀行の納付金ならびに預金供託金庫の貸付ファシリティの供給を受けていたが、1945年12月2日法で前者が取り止められることとなり、以降の政府資金はもっぱら貸付ファシリティへの返済額によって左右されるようになった。なおフランス銀行からの納付金総額は1947年までで21億4200万フランであった。この時期の農業信用金庫の政府貸出に対する返済状況は以下の通り。

表17　全国金庫の政府資金返済状況(各年末、百万フラン)

年次	1944	1945	1946	1947	1948
額	537	264	77	208	474

〔p.67〕

地方金庫もまた自己資金の拡充を図った。1938年、地方金庫は全農業者の8%を預金者としていたが、これが1948年には30%に達する。フランス銀行納付金の停止に伴い、地方金庫は農村部での預金獲得のため大規模な教育宣伝活動を展開したが、大きな力となったのは戦後すぐの5000フラン札回収作業であった。

1945年、5000フラン札回収のため地方金庫は113の補助事務所bureau auxiliaireを開設した。窓口数は1000に上ったが、これらの補助事務所は事実上地方金庫の窓口業務を行うことになる。補助事務所は地域金庫とは別組織で、預金受入・払出機能をもっていた。のち1960年代から1970年代にかけ、これら補助事務所は週5日の営業を行うようになってゆく。地域金庫のほうは預金取扱業務よりも、組合員の借入要請につき意見を具申する機能に縮小を遂げ、金庫数自体も再編成の方針にのっとり減少していった。だが補助事務所の展開により、地域金庫の減少で口座数も減少するという事態にはならなかったのである。1948年3月15日付回状によると5000フラン札引き換えを行なった金庫および補助事務所数は総計807、窓口数1078、獲得口座数178000、受入預金額〔引換総額〕は84億1900万フランに上った。これを機会に初めて口座をもった農業者が多かったことも重要だが、さらに、非農業者が農業信用金庫に口座を開設する契機となったことも成果のひとつであった。すなわち農業信用金庫の窓口で引き換えられた5000フラン札168万3870枚のうち、約23%にあたる38万5127枚が非農業者の持参だった。

表18 地域金庫数推移

年次	1937年以前	1944	1945	1946	1947
数	6000以上	4598	4566	4397	4147

〔p.69〕

表19 地方金庫における終戦期の受入預金および預貸金差引バランス(百万フラン)

年次	受入預金	バランス
1944.12.31.	224,269	12,173
1945.12.31.	300,384	20,032

〔p.70〕

預金に加え、全国金庫は1950年に五年物債券を再び発行して58億4200万フランを調達、資金の30.35%をこれで賄った。このとき政府からの借入が全国金庫の資金に占める割合は12.55%、政府資金は10.55%に過ぎなくなった。以後50年代にかけ、預金が占める位置は相対的に低下し、1948年実施に移された農業近代化設備計画Plan de Modernisation et d'Équipementの枠内での貸付償還が大きくなってくる。それに応じ、地方金庫の負債内容にも変化が見られる。

表20 地方金庫バランスシート負債部分の内訳(%)

	1950.21.31.	1951.12.31.	1952.12.31.
一覧払預金	42.53	39.52	35.43
再割引	23.15	17.85	16.91
CNCA貸付	27.59	35.54	36.82

〔p.71〕

全国金庫では農業近代化設備計画の進展により、起債による調達資金の比重が低下したが、これは一時的な現象に留まり、再び自己資金が大宗を占めるようになる。

表21 全国金庫バランスシート負債部分の内訳(%)

	1950.21.31.	1951.12.31.	1952.12.31.
起債調達	12.9	11.33	9.93
農業近代化設備資金	16.56	28	29.13

〔p.72〕

1945年以降、地方金庫は不十分ながらその活動を再開する。まず1944年10月17日省令および1945年10月20日省令により、帰国した捕虜および亡命者が帰農あるいは農村手工業を再開する際の資金提供を定めた。1946年5月24日法では21才以上35才以下の若年農業者に対する中期貸付(15〜20年償還)が認められる。やはり捕虜、亡命者、自由フランス軍参加者に優遇措置があったが、いっぽうでは営農、手工業に関する知識を所有している旨の証明が求められた。農業の場合には最低五年の経験か、農業関連の教育を受けたこと等であり、さらに、貸付を全額返済するまでは営農が義務付けられた。貸付利率は2%で、所帯主には利子補給があった。一案件当り貸付限度は35万フラン、担保条件はかなり緩やかだった。

この結果、地方金庫による個人向け貸付残高は短・中・長期合計で1945年の90億フランから47年には320億フランに達した。うち中期貸付は28億7000万フランから127億9100万フランである。若年農業者の帰農資金となったのは1946年1億4000万フラン、案件数661、1959年までにこの貸付を利用した者は16万8000人と推定される。

第２節　農業近代化融資(1948年ー1960年)〔pp.74-80〕

1948年1月7日法で農業近代化・設備基金が創設される。これは10年物3%利付国債を発行し、その申込者に税控除を認めるというやり方で国家資金を調達し、その三分の一をもって準備された。(残り三分の二は経済復興金庫に回された)。全国金庫はこの基金から借り入れ、農務省策定にかかる農業近代化・設備計画に沿って貸付を行なった。その内容は、

肉・野菜の増産を目的とした農業者、農村手工業者、市町村、市町村組合、団体向け中期貸付
土地改良、農道整備、導水、農村部電化、収穫物保管、農業設備生産などの諸事業を目的とした公共、民間の機関向け長期貸付
農業近代化・設備計画に定められた農業利害関係事業を目的とした農業信用金庫の組合員および非組合員による活動への中期貸付および長期貸付(特別貸付)

中期貸付は金利3%、5年均等割償還であった。全国金庫は基金への返済を確保すべく、中期や長期の債券を発行した。

また1948年12月には農業投資計画Programmes d'Investissement Agricole (PIA)が開始され、種子改良、野菜畑防災・防疫、葡萄栽培、果樹栽培、トラクター等農業機械購入、土地改良・農業工事といった事業についての個人・団体向け中期貸付、団体向け長期貸付、特別(中期・長期)貸付が始まった。ここでも非組合員への貸付が可能であった。しかし政府からの特別貸付を廃止されたため、全国金庫の貸付は専ら基金からの借り入れをもととすることになった。ために全国金庫は、地方金庫を経由して寄せられる旺盛な資金需要に対応できず、周期的に資金不足に陥った。1954年、農業近代化・設備基金は農村施設・経済拡大基金に名称を変更し、さらに翌年には経済社会発展基金となった。1959年末までに全国金庫がこれらの基金から借り入れた額は2915億5200万フラン、これに基づく貸付残高は2440億1500万フランに上った。なお1959年末の貸付残高は国内与信残高全額の約9%。

表22 農業信用金庫の貸付残高と種類別構成

年次	1950	1955	1959
残高(百万フラン)	171467	503107	993708
指数 1950=100	100	293	579
短期貸付(%)	68.60	41.67	32.88
中期貸付(%)	20.30	26.23	37.84
長期貸付(%)	11.10	32.10	29.28

〔p.80〕

1945年から1959年にかけては預金も急増した。農業信用金庫の一覧払預金の預貸金差引バランス(地方金庫のバランスおよび全国金庫のバランス)は、1959年フランス全体のバランス(銀行、郵便貯金、国庫、フランス銀行)の9%、銀行だけで見ると11.23%に達する。また預金者数も1955年130万、1959年160万、1959年には200万人となった。1959年には貸付業務の64.5%が農業信用金庫じたいの資金でまかなわれ、融資力の自立が達成されたと見てよい。

表23 地方金庫の預貸金差引バランス(10億フラン)

年次	1945	1950	1955	1959
額	20	90	221	427

〔p.80〕

第3部　ユニバーサルバンクに向けて(1960年ー1985年)

第1章　拡大(1960年ー1970年)

第1節　農業誘導法の適用

1960年8月5日法は農業の発展と農工間所得格差是正が目的だった。技術開発と普及による農業生産性の増大、商品作物の展開、相続不動産の保全ならびに改良などが謳われ(第2条)、地方別に農業設備・近代化計画が策定されることになった(第4条)。地方計画では計画区域や作物別の設備・近代化区域も定められる(第7条)。そして　第8条では、若年農業者の定着、規模拡大や 集団化、他地方への移住などにつき長期 特別貸付、補助、税控除など優遇措置が講じられることになった。

1965年7月15日政令(65-577)では中期特別貸付(最長15年償還、2%の利率軽減)が若年農業者の入植および農村手工業者に認められた。条件はフランス国籍を有する21～35才の経験者または農業分野を専攻した者、最初の入植時から5年以内であること、である。従来の中期貸付では営農規模が問われなかったのに対し、規模面での条件が課せられた。手工業の場合には最高二名のフルタイム労働力が限度となっている。またこの中期特別貸付では農業者を対象とするばあい限度額が設定されなかった(手工業の場合には最高3万フラン)。融資額は各地方金庫の裁量であった。

同日のもうひとつの政令(65-576)では不動産担保による長期貸付が認められた。これは農地取得や規模拡大を対象とし、最長30年償還、利率3%、貸付残高が15万フランを限度とする。面積に応じ貸付額の上限ならびに下限が決まっていた。手工業者の場合には貸付限度3万フランである。

この結果農業信用金庫による貸付では中・長期貸付が伸び、その割合は1970年78%弱に達した。

表24 農業信用金庫グループによる貸付残高内訳(10億フラン)

年次	1960	1965	1970
短期貸付	4	8	14
(実質の伸び)	(100)	(166)	(232)
中期貸付・長期貸付	7.7	21.2	49.4
(実質の伸び)	(100)	(228)	(425)
計	11.7	29.2	63.4

〔p.85〕

第2節　金融資源収集の発達〔pp.85-89〕

1960年から1970年にかけての期間には四つの特徴がある。

第一には一覧払預金および期日性預金の名目四倍以上の拡大、第二に債券発行残高の名目五倍以上の拡大、第三には政府資金の比重低下(経済社会発展基金からの借り入れを含め1970年末34億フランで、資金706億9000万フランの4.8%)、第四には預貸率の上昇である。

表25　農業信用金庫の資金状況

年次	1960	1970
一覧払預金及び期日性預金残高	55億フラン	296億フラン(含普通預金)
(実質の伸び)	(100)	(356)
債券発行残高	67億1000万フラン	410億9000万フラン
(実質の伸び)	(100)	(405)
預貸率	1.043	1.114

〔pp.85,87〕

とくに1965年から69年にかけ、農業信用金庫が資金収集面で占めるシェアは10.19%から13.20%に伸びた。これは一覧払預金、定期預金、通帳預金compte sur livret、住宅預金(épargne logement、1966年7月11日設置)、期日指定預金、全国金庫債券を合わせた金額(表27)。また長期性貯蓄の面でもシェアは1959年の6.89%から1969年には9.61%に伸びた。同期におけるシェアの伸びはフランス不動産銀行の5.03ポイントの上昇に次ぐ。

1970年、全国の銀行窓口数(週五日営業の常設窓口)に対する農業信用金庫のそれは41%の比率である。また口座数は1960年の200万から1970年には500万となった。これは常設窓口のみならず非常設窓口(週五日未満の営業)の働きでもあり、また1959年6月8日政令により、人口2000人未満の郡部自治体居住者に組合員資格を与える旨が定められたせいでもある。同政令で一挙に1800万人に組合員の可能性が開かれたのである。なお1970年現在で農業信用金庫の職員数は3万4000名、うち地方金庫の職員が約3万3000名で、残りは全国金庫ならびに農業信用金庫グループの職員。

表27 常設窓口数推移

年次	1967	1968	1969	1970
国営銀行群	2680	2905	3210	3622
その他銀行	2245	2391	2637	2897
庶民銀行	668	764	824	928
農業信用金庫	2259	2435	2573	2703

〔p.88〕

表26 5年未満の金融資源調達状況(残高ベース、1965～1969年各年末、単位10億フラン)

	1965		1966		1967		1968		1969	
	金額	(%)	金額	(%)	金額	(%)	金額	(%)	金額	(%)
銀行										
一覧払預金	73.19		79.57		82.64		91.54		90.63	
通帳預金	6.14		8.07		13.45		16.39		17.29	
住宅預金			1.14		2.20		2.53		2.66	
定期預金・債券a	13.31		15.58		23.58		28.43		40.01	
計	92.64	(40.59)	104.36	(41.07)	121.87	(41.94)	138.89	(42.31)	150.59	(41.66)
農業信用金庫										
一覧払預金	13.93		15.77		16.67		19.36		19.98	
通帳預金b			0.31		1.95		3.13		4.33	
住宅預金c					0.03		0.10		0.15	
定期預金	0.50		0.23		0.35		0.39		0.41	
債券	8.83		11.46		15.33		19.60		22.85	
計	23.26	(10.19)	27.77	(10.93)	34.33	(11.81)	42.58	(12.97)	47.72	(13.20)
貯蓄金庫など	59.00	(25.85)	67.98	(26.75)	77.19	(26.56)	84.74	(25.82)	97.51	(26.97)
政府										
郵便振替預金口座、国庫、フランス銀行	23.80		25.48		27.43		30.61		32.39	
国庫債券、定期預金	29.53		28.52		29.79		31.41		33.31	
計	53.33	(23.37)	54.00	(21.25)	57.22	(19.69)	62.02	(18.90)	65.70	(18.17)
計	228.23	(100.00)	254.11	(100.00)	290.61	(100.00)	328.23	(100.00)	361.52	(100.00)

a:1966年以降、銀行による二年超債券の発行が認められ、農業信用金庫のこの面での特権は無くなった。

b:1966年のドブレ改革で農業信用金庫にも通帳預金が認められる。

c:住宅預金は1965年7月10日政令(657-1044)で設置され、農業信用金庫は地方金庫を通じこの預金を獲得することが出来るようになった(同年12月より)。これにより調達された資金は全国金庫が運用する。 〔p.86〕

第3節　農業信用全国金庫(CNCA)の改組〔pp.90-93〕

従来、全国金庫は資金の30%を国庫に預け、中・長期貸付業務をカバーする流動性準備としてきた。しかし1966年のドブレ改革で総額71億4400万フランにのぼるこの準備は国庫に凍結され、以後の全国金庫は自らの裁量で資金運用を行うことになる。余剰資金は主に国庫債券、抵当貸付市場、金融市場で運用されるようになった。

この改革に伴い、地方金庫は2年未満の一覧払預金受入れが可能になった。これらは、窓口業務用準備、(フランス銀行、郵便口座などの)金融機関預入、上限貸出金利が設定されている短期または中期貸付資金、そして全国金庫に開設される地方金庫の有利子特別口座compte special A、で運用される。この特別口座は、地方金庫間の資金均衡機能、全国金庫による金融市場での運用、支払準備(1969年以降)とされる。さらに1977年以降、全国金庫における地方金庫の当座預金口座はすべて特別口座に統合された。特別口座は以下の三トランシュに分けられる。

1.第1トランシュは各地方金庫の受入額と同額に設定され、それと同一の利率を適用する。したがって中立的な性格を帯びる。
2.第2トランシュは各地方金庫に対する貸付額の20%相当。
3.第3トランシュは上記の残余部分で、利率は高目に設定する。

また全国金庫が発行する債券や種々の口座について地方金庫はその代理人として活動することが可能になった。この場合、全国金庫は地方金庫に手数料を支払うのであって、後者は前者の資金収集網により一層強く組み込まれるわけである。

1966年からは資金調達コストと中・長期貸付金利との差を埋めるための政府による利子差額補給が開始された。差額補給を受ける貸付の総額に枠が設けられた。

表28 中・長期貸付に占める差額補給措置のない貸付比率(残高ベース、%)

年次	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
比率	4.3	11.7	19.1	22.7	26.6	29.7	31.6	37.4

〔p.93〕

なお地方金庫の自己調達にかかる余剰資金についても有価証券による運用が認められた。

第２章　全分野に強力な銀行組織の樹立(1970年－1985年)

第１節　競争力のある業務分野の拡大〔pp.94-100〕

1969年から翌年にかけて金庫の業務分野の拡充が論議された。拡大する顧客のニーズに応じるべく資金調達を多様化し、新しい形態の農業に対する投資を確保し、地域開発にも参画するという訳である。もはや単に受入預金の安全性のみでアピールすることはできず、銀行サービスの拡充が必要であり、人口5万～10万規模の地方都市に業務を拡張し、農産物の市場化にも積極的な参与が要請されると認識された。

これを契機に1971年以降業務分野が急速に拡大してゆく。まず1971年8月11日政令により、以下を対象とする貸付が可能になった。

1.1959年6月8日政令対象の農村(2000人未満)のみならず、5万人以上の市街地に包含されない人口5000人未満の集落における：

1-1.対象事業分野リストに記載ある事業主、手工業者、小売業者、ホテル経営、レストラン経営(全国金庫の合意を条件に地方金庫が貸付)

1-2.おもに集落のため活動する自由業

1-3.別荘購入

1-4.個人向け家計貸付

1-5.民間観光施設

2.村起こしゾーンzone de rénovationにおける住宅用貸付(5万人以上の都市を除く)

3.全国における公共団体で農務省管轄外の組織(とくに輸送・水道関連)

さらに貸付対象となる農村部の規定は1976年から1979年にかけて一層の拡大を遂げる。1976年8月20日政令では、6万5000人以上の市街地に包含されない人口7500人未満の集落が「農村地帯」に含まれることになった。1979年3月28日政令ではこの上限が1万2000人に引き上げられる。これらはいずれも貸付対象者居住地の拡大であって、組合員資格の拡大ではなかった。

1979年5月28日政令では1981年以降の貸付対象事業が拡大された。すなわち農産物あるいは食料品の生産、貯蔵、加工、商品化に携わり、農業近代化・設備計画から除外され、かつ事業本拠地が農村地帯に所在し、従業員100名未満の事業に対する融資が可能になる。これら一連の地理・対象事業の拡大に伴い、金庫による融資を受ける資格のある人口数も増大した。

表29 金庫からみた「農村人口」(100万人)

年次	1959	1969	1971	1976	1979
人口	18	20.4	21.4	23.3	25.2

〔p.97〕

80年代になると融資対象はさらに拡大する。1982年4月9日政令で金庫は居住地制限なく家計貸付および住宅貸付が可能となった。都市部住民でも借り入れられるようになったわけである。さらに1985年9月25日政令では、地域的制限なしに家畜売買、ホテル・レストラン経営に対する貸付が可能になる。

こうした金庫の業務分野の急拡大は金融界の反発を引き起こした。銀行家はこれを「怪物的な発達」と呼び、都市部における資金逼迫を起こしていると非難したが、1978年初め、地方は当座・定期あわせて5110億フランを集め、4040億フランを貸しているのに対し、パリでは2740億フランの調達に対し3810億フランの貸付であって、この非難は不当であるとの研究もある。しかし実際のところ銀行の批判は、農業分野ならびに農村部における金庫の強みが拡大してゆく現状に対する危機感の現われであった。1981年の貸付金利は約17%前後だったが、金庫による短期貸付金利は13%、さらに地方金庫によっては1〜3%の利子補給が可能であったから、農村部での与信における金庫のパワーは圧倒的だったと思われる。銀行側の批判により、金庫はおいおい諸行と同じ規制を受けるようになり、それと引き換えに銀行業務を拡充してゆくのである。

1978年11月23日、経済省、農務省、農業信用金庫との間で合意が成り、1981年以降の金庫は法人税を納入することになった。この見返りに、人口12000人以下の全市町村を地理的業務範囲に加え、食糧・農産物にかかる非協同組合型企業、従業員100名未満の企業(農業近代化・設備計画対象)に対する与信が可能になった。

第2節　大方針の実現〔pp.100-110〕

農業信用金庫の窓口は1967年から84年にかけて倍以上に増加した。これは常設窓口であって、この増加は非常設窓口からの転換および地理的拡大に伴う新規開設による。この結果、1983年現在、農業信用金庫は金融機関窓口数で最大のシェアを手にするに至った。また1975年から83年にかけて金庫は人口1万2000人未満の都市でプレゼンスを改善しただけでなく、1万2000人以上の都市においても窓口シェアを倍増させたのである。

表30 農業信用金庫の常設窓口数推移(1967-1984年)

年次	窓口数	年次	窓口数	年次	窓口数
1967	2259	3	3506	9	5027
8	2435	4	4063	80	5152
9	2573	5	4228	1	5228
70	2703	6	4471	2	5529
1	2875	7	4563	3	5580
2	3217	8	4909	4	5657

〔p.100〕

表31 各種金融機関の常設窓口数シェア(1975、1983年)

	1975年	1983年
農業信用金庫	19.8%	22.8%
国有銀行群	26.5%	22.6%
相互信用金庫	15.2%	16.6%
貯蓄金庫	12.0%	14.5%
庶民銀行	6.8%	6.3%
その他	19.7%	17.2%
計	100	100

〔p.101〕

表32 市町村規模別の農業信用金庫常設窓口シェア(1975、1983年)

	1975年	1983年
人口3501人未満の市町村におけるシェア	38.11%	40.05%
3501～12000	18.97%	21.31%
12000人以上	6.75%	13.17%

〔p.102〕

フランス銀行界が現金自動払出機automate bancaire(以下CD)ネットワークについて協定を作成したのは1980年代半ばだが、既にそれ以前から金庫はネットワーク構築に乗り出していた。1973年の設置台数120、1980年828、1981年1240、1983年2401、1984年2872である。1984年現在、金庫のCD中42.75%が人口5万人以上の都市にあり、21%が人口25万人以上の都市にあった。これは小切手決済業務を軽減させるとともに、金庫の金融サービスのカード化を推進させることになった。このカードは現金払出、小売業者に設置してある端末からの振替決済、さらにユーロカードなどと連携した与信までが可能である。カード発行総数は1976年30万枚、1980年280万9000枚、1984年804万枚と急伸した。

このようなネットワークは金庫の系統性に即して各地方金庫を中核に展開される必要があるとともに、他の金融機関ネットワークとの結合、そして全国センターの構築が必要でもあった。地方金庫レベルでは管轄下の常設支店bureau permanentとのネットワーク形成が行われ、全国金庫レベルでは他の金融機関との大量情報交換システムが、データ・情報交換センターCentre d'Échange de Données et d'Information, abbr., CEDIとの連結により可能になった。またCEDIに付帯して緊急メッセージ用通信網TELIUR X.も構築された。1990年に向けて金庫が目指す情報ネットワークシステムの概要は以下のようなものである。

1.インテリジェント端末を備えたローカルポイント1万地点の展開
2.これらローカルポイントを100の地方センターとオンラインで直結、決済機能。
3.全国センターを全国金庫に設置、地方センターとオンラインで直結

CEDI自身にも衛星地方センターがあるので、上記地方センター同士または金庫と他の金融機関との決済に利用できる。TELIUR Xは地方センター同士を結ぶほか、他の金融ネットワークと連結している。

1979年、一覧払預金口座数は1000万を超え、84年には1300万に達した。その残高は1976年の641億8200万フランから84年には1687億6800万フランとなる。シェアは19.2%内外で安定している。

表33 一覧払預金口座数ならびに残高推移(各年末)

年次	口座数(千)	残高(百万フラン)
1976	8656.5	64182
79	10243	98674
81	11704.2	121591
84	13232.8	168768

〔p.105〕

表34 一覧払預金残高のシェア(各年末)

年次	1976	1979	1981	1984
国庫	17.9	17.1	16.5	15.2
フランス銀行	0.6	0.5	0.4	0.5
その他	0.3	0.5	0.9	1.8
銀行群	81.2	81.9	82.2	82.5
市中銀行および輸銀	(61.4)	(54.8)	(54.4)	(54.7)
庶民銀行		(5.7)	(6.1)	(6.0)
相互信用金庫	(1.7)	(2.2)	(2.4)	(2.6)
農業信用金庫	(18.1)	(19.2)	(19.3)	(19.2)

〔p.105〕

の641
る。

短期的な流動性貯蓄の口座数も1976年の261万5000から84年には805万9300口座に増えた。しかし通帳預金よりも庶民貯蓄口座やCODEVI(産業開発口座)の伸びが注目される。住宅預金はある時期、金庫が非農村型顧客に提供し得る唯一の与信サービスであった。その内訳は農業信用金庫の顧客の多様性をよく示している。

表35 職業分類別の住宅預金者構成

年次	1976	1982
農業	24.7	19.4
自営	9.9	7.6
管理職	12.6	10.8
ホワイトカラー	9.4	9.3
ブルーカラー	22.8	27.6
退職	7.1	5.4
無職	12.5	18.1
その他	1.0	1.8
計	100	100

〔p.107〕

これらに定期預金や金庫債券、貯蓄債券などを合わせた短期の流動性貯蓄に占める金庫のシェアは1976年14.7%、1979年15.1%、1981年15%、1984年15.9%と推移している。その結果、1984年末現在で一覧払預金残高ならびに短期流動性貯蓄残高の合計は4880億4700万フランに達し、金庫はフランスの預金銀行で第1位、世界でも第6位となった。〔88年6月のユーロマネーランキングによると全国金庫は株主持分で世界5位、総資産で世界7位、いずれもフランスではトップ〕

長期の資金調達を除く資金調達市場(残高ベース)で金庫のシェアは1976年15.8%、1979年16.3%、1981年16.3%、1984年16.9%であり、ほぼ安定している。年次別起債総額のシェアは変動があり、1976年9.9%、1979年7.4%、1981年5.6%、1984年5.1%。また追加型株式投信SICAVや共同投資ファンドFCPも伸びている。

表36 農業信用金庫のSICAVおよびFCPのネット募集額推移(百万フラン)

年次	1976	1979	1981	1984
SICAV	10.5	658.4	1110.3	13156
FCP			585.9	1839.6

〔p.109〕

農業信用金庫の顧客構成(職業別)でも変化があり、農業人口自体の減少を反映して農業従事者の割合が減少、ホワイトカラーおよびブルーカラーが増大している。

表37 職業分類別の顧客構成

年次	1976	1982
農業	20.2	13.9
自営	9.6	8.9
管理職	9.4	10.0
ホワイトカラー	7.8	8.5
ブルーカラー	24.8	25.3
退職	14.2	13.3
無職	12.4	18.4
その他	1.6	1.7
計	100	100

〔p.110〕

第3節　与信分野〔pp.110-120〕

与信分野の面でも農業から非農業へのシフトが見られ、とくに住宅金融の比重が近年高まった。住宅金融における借手は農業者、非農業者の両者を含むが、制限条件が一時まったく取り払われたせいもあり、また住宅需要が強まったことも関連がある。公共団体向けが減少したのは、これらが預金供託金庫に向かったためであり、その分農村部での諸活動向けが増えた。

表38 融資残高の分野別構成推移(%)

年次	1976	1983
農業	38.95	29.63
農産物・食料品産業	12.88	10.81
公共団体	10.07	6.60
農村部における生産・サービス活動など	8.80	13.32
住宅	29.30	39.64
計	100	100

〔p.110〕

中・長期貸付の年間実施額は1976年126億5980万フラン、1984年232億710万フランで名目1.83倍の伸びとなったが、年間実施額の変動は政府による利子差額補給措置(優遇貸付)の交付額に大きく左右された。この時期農産物は供給過剰気味であって、政府としては利子差額補給を行い難い情勢だったことから、優遇貸付の比率は減少していった。

表39 中・長期貸付に占める非優遇貸付の比率

年次	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
比率(%)	5.08	7.62	10.92	16.53	21.35	21.56	21.22	18.16	30.07

〔p.112〕

1970年以降、中・長期貸付には以下の三種類(超優遇貸付)が新たに導入された。

1.1973年1月4日政令による牧畜特別貸付。建屋18年、飼育牛頭数の拡大または飼料面での改善のばあい10年、羊・山羊飼育頭数拡大のばあい7年の貸付期間で、利率4.5%という手厚い優遇措置がある。

2.1973年2月22日政令による近代化特別貸付。これはＥＣによる農業開発計画の一環として導入され、貸付期間は6年から20年まで、対象案件の性格により様々である。なお1985年9月30日から営農資材改善計画Plan d'Amélioration Matérielle des Exploitation, abbr., PAMEのもとに実施されることになった。

3.若年農業者の定着にかかわる中期特別貸付。

表40 中・長期貸付に占める超優遇貸付の比率(年間貸出実施額ベース、%)

年次	1976	1979	1981	1984
牧畜特別貸付	12.92	6.98	5.71	5.04
近代化特別貸付	0.6	9.05	12.22	11.41
若年農業者特別貸付	15.76	13.98	14.29	16.84

〔p.113〕

また産業開発口座CODEVIを資金とする対企業銀行貸付prêts bancaires aux entreprises, abbr., PBEが開始され、金庫はCODEVIによる調達資金の57.9%、27億フランを農業分野に振り向けた〔年次不明〕。

さてこのように積極的に農業分野に融資した結果、1983年頃には融資の健全性が問題視されるに至った。既に農業部門は甚だしく借金漬けになっており、一方ではＥＣの統一農業政策に則り牛乳生産量の割り当て、政府による価格支持政策の段階的撤廃が進む以上、もはや農業側の「借り入れの権利」は永続的・無制限に認められるものではないと認識されるようになった。つまり借手たる農業者の企業的評価が必要と考えられるに至った。貸付に際してもリスク評価が導入されねばならない、というのが80年代における金庫の課題である。

食料農産物加工に対する年間貸出額は1979年の15億6650万フランから84年には30億1490万フランへと名目で倍増した。1979年以来これらはIAA: Industrie agro-alimentaireとして一括されているが、非組合型組織〔次表「その他IAA」〕の比重が高まっている。食料農産物加工における金庫の位置は貿易金融にまで発展しており、今日のフランスからの食料品輸出において、金庫(全国金庫および地方金庫)が保証するものは18%に上っている。金庫はフランクフルト、マドリード、カラカス、リオデジャネイロ、カイロ(1984年開設)、サンフランシスコ(1984年開設)に事務所を有し、シカゴ、ニューヨーク、ロンドン、ミラノには全国金庫支店がある。1985年には香港に支店を開設する予定。

表41 食料農産物加工への中・長期貸付年間実施額および内訳

年次	1976	1979	1981	1984
実施額(百万フラン)	1191.8	1566.5	3049.0	3014.9
協同組合など (%)	(97.54)	(96.28)	(90.82)	(83.67)
その他IAA (%)	(2.46)	(3.72)	(9.18)	(16.33)

〔p.117〕

農村部における生産活動およびサービスに対する融資も、ファシリティの増加と歩調を合わせている。手工業者や自由業への貸付実施が減り、その他の事業に対する融資が増加しつつある。

表42 農村部の生産活動・サービスに対する中・長期貸付年間実施額および内訳

年次	1976	1979	1981	1984
実施額(百万フラン)	1337.5	2257.5	4069.5	5890.6
手工業者 (%)	(79.95)	(76.10)	(71.49)	(63.32)
自由業 (%)	(10.25)	(10.30)	(9.23)	(7.70)
その他事業 (%)	(9.80)	(13.60)	(19.28)	(29.98)

〔p.118〕

住宅貸付は中・長期貸付残高に占める割合が1976年の29%から84年には39%に達するという急伸を見せている。とくに1977年、貸付補助付の協約貸付prêts conventionnés, abbr., PCおよび地所アクセス貸付prêts accession à la propriété, abbr., PAP、不動産協約貸付prêts immobiliers conventionnés, abbr., PICなどが導入されて活発となった〔これらの貸付の内容は不明〕。またこの与信の借手では非組合員が3割を超えたのみならず、非農業者が9割を占めるに至った。

表43 金庫による住宅貸付年間実施額推移

年次	1976	1979	1981	1984
実施額(百万フラン)	10694	21191.5	28881.3	35572.3
PC,PAP,PICの比率(%)	(31.9)	(60.7)	(79.7)	(89.5)

〔p.119〕

表44 住宅貸付受信者構成(年間実施額ベース、%)

年次	1976	1979	1984
組合員			
農業者	20.81	10.70	10.26
非農業者	62.57	70.86	58.68
非組合員	16.62	18.44	31.06

〔p.119〕

金庫は今や中・長期与信機関としての役割が鮮明ではあるが、短期貸付の残高は1983年で811億9900万フラン、なお全残高の18.94%を占めている。その大部分は収穫に対する融資であって、IAA運転資金を合わせなお69%が農業分野である。〔ある意味では農業金庫本来の融資構成に近いと言えようか〕

表45 短期貸付の分野別構成(1983年、%)	
IAAおよび農業	69
農村部における生産・サービス・設備など	28
その他	3

〔p.120〕

表46 金融機関類型別の与信残高シェア(1983年末、%)	
国庫	0.9
非銀行金融機関	33.6
その他	4.9
銀行	60.6
市中銀行および輸銀	(43.3)
庶民銀行	(2.4)
相互信用金庫	(2.0)
農業信用金庫	(12.9)

〔p.120〕

第4節　農業信用金庫グループの構成〔pp.121-123〕

1.底辺には3000強の地域金庫がある。これは共同信用組合組織で、経営陣は組合員が選挙。
2.中間には地域金庫が所属する地方金庫が94存在する。地方銀行としての特色があり、窓口を通じ預金や貯蓄を獲得する。短期および中期貸付を自己の調達した資金をもとに実施するほか、全国金庫のリファイナンスをもとに中期貸付および長期貸付を行う。
3.全国組織としては地方金庫の連合たる農業信用金庫全国連合Fédération Nationale du Crédit Agricol(1945年発足)があるほか、金庫の中心組織たる全国金庫がある。

全国連合は毎年総会を開催し、年間方針を話し合うほか、中央理事会Comité Centralを選出する。行政府や立法府に対し働き掛けを行う〔一種の圧力団体か〕。連合は各地方金庫に種々のコンサルティングサービスを行い、機関誌を発行する。地方金庫同士の交流は全国金庫よりも連合を通じなされる。

第５節　農業信用全国金庫〔pp.123-124〕

全国金庫は農業信用金庫の中枢機関であり、1984年1月24日の銀行法でその適用を受けることとなった。全国金庫はフランス銀行、信用機関委員会Comité des Etablissements de Credit、銀行委員会Commission Bancaireなど政府機関に対し、金庫の全体を代表する。金庫網の全体運営ならびに流動性確保の責任を有し、金庫に適用される諸法の遵守を監視する。

機能としては、まず全国金庫理事会は地方金庫理事長を承認し、地方金庫の年次報告を監査・承認する。金庫の資金を集中、運用し、地方金庫により実施される中・長期貸付をリファイナンスする。また金庫全体の営業戦略、マーケティング、海外展開、技術導入を指導する。系列機関を展開し、もって金庫の伝統的顧客に対するサービスの拡充を図る。全国金庫には資金部門、系列機関調整部門、運用部門、総務部門、貸付部門、秘書部門、国際部門などがある。1983年6月現在、金庫グループの人員数は7万2000名を数える。

第６節　農業信用金庫系列機関〔pp.124-125〕

金庫の系列機関は約50程であるが、それらは三つの持株組織に統轄されている。

UI系列は全国金庫貸付部門の管轄下にあり、以下がある。
UNIMMO-FRANCE, UNIMMO régionales, UNIGEET, SOFIPAR, GERFI, ANDTなど

SEGESPAR系列は資金部門の管轄下
SICAV, SCPI, SORAVIE, UNI-CLUBS, UNIPLAN, SEGESPAR-FONCIER, UNIGER, UNICAM, CEDICAM, EUROCARD-FRANCE, UNICARTEなど

SOGEQUIPは秘書部門管轄下
UNIGROUPE, SOGIMMEUBLES, IFCAM, SCIなど。

さらに金庫内部部門から独立した系列機関としてVoyage-Conseil〔旅行代理店?〕がある。

以上

〔本抄訳の作成にあたり、財団法人日本証券経済研究所ヨーロッパ資本市場研究会の皆様に種々のご指摘をいただいた。また東京大学経済学部矢坂雅充助教授に御高配いただいた。記して謝意を表したい。〕

原　典＝ J.-P. HENRY et M. REGULIER, Le Crédit Agricole,
Que sais-je? No.2274, PUF, 1986. 126pp.

表一覧

表1　農業信用金庫数の推移(1900年ー1913年)
表2　大戦前後の地方金庫資金の推移(1913、1918、1919年)
表3　全国事務局の貸付状況および手許残高(1922年末および1927年末)
表4　全国金庫の割引額(1933-37年)
表5　地域金庫の推移(1921、1930、1933、1939年)
表6　地方金庫の預金残高(1921、1930、1938年)
表7　地方金庫の資金内訳(1938年)
表8　地方金庫の貸出状況(1922、1930、1937年)
表9　1935年のメーヌ・エ・ロアール地方金庫における中・長期貸付内訳
表10　地方金庫による貸付の伸び(1920年対1937年)
表11　全国金庫の年間貸出額推移(1938年、1943年)
表12　農業信用金庫の貸付残高(種類別、1938年、1943年)
表13　融資実施件数推移(種類別、1938年、1943年)
表14　政府資金の推移(1938年以前、1938年、1943年)
表15　短期貸付推移ならびに小麦価格(1938-1943年)
表16　1943年末における全国金庫の資金内訳
表17　全国金庫の政府資金返済状況(1944-48年)
表18　地域金庫数推移(1944-1947年)
表19　地方金庫における終戦期の受入預金および預貸金差引バランス(1944年、1945年)
表20　地方金庫バランスシート負債部分の内訳(1950-1952年)
表21　全国金庫バランスシート負債部分の内訳(1950-1952年)
表22　農業信用金庫の貸付残高と種類別構成(1950、1955、1959年)
表23　地方金庫の預貸金差引バランス(1945、1950、1955、1959年)
表24　農業信用金庫グループによる貸付残高内訳(1960、1965、1970年)
表25　農業信用金庫の資金状況(1960、1970年)
表26　5年未満の金融資源調達状況(1965-1969年)
表27　常設窓口数推移(1967-70年)
表28　中・長期貸付に占める差額補給措置のない貸付比率(1971-1978年)
表29　金庫からみた「農村人口」(1959、1969、1971、1976、1979年)
表30　農業信用金庫の常設窓口数推移(1967-1984年)
表31　各種金融機関の常設窓口数シェア(1975、1983年)
表32　市町村規模別の農業信用金庫常設窓口シェア(1975、1983年)
表33　一覧払預金口座数ならびに残高推移(1976、1979、1981、1984年)
表34　一覧払預金残高のシェア(1976、1979、1981、1984年)
表35　職業分類別の住宅預金者構成(1976、1982年)

表36　農業信用金庫のSICAVおよびFCPのネット募集額推移(1976、1979、1981、1984年)
表37　職業分類別の顧客構成(1976、1982年)
表38　融資残高の分野別構成推移(1976、1983年)
表39　中・長期貸付に占める非優遇貸付の比率(1976-1984年)
表40　中・長期貸付に占める超優遇貸付の比率(1976、1979、1981、1984年)
表41　食料農産物加工への中・長期貸付年間実施額および内訳(1976、1979、1981、1984年)
表42　農村部の生産活動・サービスに対する中・長期貸付年間実施額および内訳(1976、1979、1981、1984年)
表43　金庫による住宅貸付年間実施額推移(1976、1979、1981、1984年)
表44　住宅貸付受信者構成(1976、1979、1984年)
表45　短期貸付の分野別構成(1983年)
表46　金融機関類型別の与信残高シェア(1983年)
以上